

「千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について」の修正

災害対策基本法の改正に伴い、「千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について」を、会長である知事において、以下のように修正しましたので、千葉県防災会議運営要領第3条第2項により、報告します。

新旧対照表

修正後	修正前
千葉県防災会議運営要領第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。	千葉県防災会議運営要領第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。
1 市町村防災会議不設置 <u>についての意見</u> に関する事。 (法第16条第5項)	1 市町村防災会議不設置の <u>協議</u> に関する事。 (法第16条第5項)
2 関係行政機関等に対する協力の要求に関する事。 (法第21条)	2 関係行政機関等に対する協力の要求に関する事。 (法第21条)
3 市町村防災会議が作成又は修正する市町村地域防災計画 <u>についての意見</u> に関する事。 (法第42条第6項)	3 市町村防災会議が作成又は修正する市町村地域防災計画の <u>協議</u> に関する事。 (法第42条第5項)
4 市町村防災会議の協議会が作成又は修正する市町村相互間地域防災計画 <u>についての意見</u> に関する事。 (法第44条第3項)	4 市町村防災会議の協議会が作成又は修正する市町村相互間地域防災計画の <u>協議</u> に関する事。 (法第44条第3項)
5 その他軽易な事項	5 その他軽易な事項